

令和5年度 環境監査実施結果報告書

ひらつかエコモード基本マニュアル3.6.1に従い、令和5年度の環境監査の実施結果を報告します。

1 環境監査の概要

- (1) 各部局から推薦された18名により、6班体制（各班3名）で令和5年度環境監査を実施しました。
- (2) 職場監査においては、次の項目を主な監査事項としました。

[重点監査項目]

- ・廃棄物の適正処理に係る法令順守の状況
- ・課等の取り組み項目について

[その他一般項目]

- ・エコモードの運用状況及び関連項目の確認
- ・昨年度の活動成果と今年度の取組項目及び目標の関係等の確認（PDCAサイクルの確認）
- ・上半期の環境活動の定着度及び活動成果の確認
- ・前回の是正事項に対する改善状況の確認
- ・フロン排出抑制法その他環境法令に係る法令順守の状況

- (3) 監査の対象は、6部12課等としました。（カッコ内は施設監査対象施設等）

| | |
|---------|--|
| 産業振興部 | 農水産課（平塚市農の体験・交流館）、商業観光課（ひらつか市民プラザ） |
| 健康・こども部 | 健康課（平塚市保健センター）、青少年課（平塚市青少年会館） |
| 環境部 | 環境施設課（平塚市リサイクルプラザ）、収集業務課（小動物焼却場）、環境政策課（エコモ事務局） |
| 都市整備部 | 総合公園課（平塚競技場）、みどり公園・水辺課（湘南海岸公園ビーチセンター） |
| 社会教育部 | スポーツ課（桃浜町庭球場）、博物館（平塚市博物館） |
| 学校教育部 | 子ども教育相談センター（平塚市子ども教育相談センター） |

- (4) 環境監査の実施に当たっては、被監査課の業務特性を踏まえてヒアリングを行い、クローズングミーティング時には、事務所内でどの職員でも出来る環境活動に限らず、広い視野での取組みを誘導するように努めました。

2 環境監査の実施結果

- (1) 各課とも「ひらつかエコモード」の趣旨を理解した上で、節電や資源化等の環境配慮活動が実施されている状況を確認しました。一方、法令順守状況の確認については、フロン法関連の改善事項が無かったことなど、昨年度比で減少傾向にはあるもの

の、引き続き重点監査項目とした廃棄物処理関係の不適合がありました。結果、これらを含む是正事項として、観察事項9件、改善事項4件の指摘がありました。

| 子ども教育相談センター（平塚市子ども教育相談センター） | |
|-----------------------------|---|
| 改善事項 | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物保管場所に看板の設置はあるが、「産業廃棄物の種類」の表記が一般廃棄物の分類で表示されていたので、実態に即した適切な産業廃棄物の種類の表示に修正を行うこと。 |
| 観察事項 | <ul style="list-style-type: none"> 環境法令順守シートにおいて、同じ規格(kw)の室外機が3つあり区別ができない状況であった。環境法令順守シートを区別できるよう修正を行うこと。 |
| 収集業務課（小動物焼却場） | |
| 観察事項 | <ul style="list-style-type: none"> 環境法令等順守シートの記載内容に疑義があるため、内容を確認し、必要に応じて修正を行うこと。 [疑義の内容] ①廃棄物焼却炉の能力が、排煙測定記録に記載された能力と一致していない。 ②ばい煙排出濃度の測定頻度が、実際の測定頻度と一致していない。 |
| 環境施設課（平塚市リサイクルプラザ） | |
| 改善事項 | <ul style="list-style-type: none"> プラント排水槽（コンテナ洗浄装置油水分離槽）は、下水道法に基づく除害施設に該当するおそれがある。当該施設について、除害施設の設置に係る平塚市下水道条例の手続きを再度確認し、必要に応じて行うこと。 |
| 観察事項 | <ul style="list-style-type: none"> 環境法令等順守シートの記載内容に疑義があるため、内容を確認し、必要に応じて修正を行うこと。 [疑義の内容] パッケージエアコンの定格出力が、機体銘板に記載された値と一致していない。 |
| みどり公園・水辺課（湘南海岸公園ビーチセンター） | |
| 観察事項 | <ul style="list-style-type: none"> 一般職員研修記録の取組目標（高麗山公園レストハウスの電気量削減）の見直しを行うこと。 [理由] 令和5年度は事業者変更及び営業時間延長のために使用量が増加している。利用者増加の取組と電気使用量削減が矛盾しており、目標設定の見直しが必要。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>改善事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェストA票について、B2・D・E票の照合確認について記載すること。 <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引き渡しと同時に運搬を受託した者に対し、産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称その他必要事項を記載したマニフェストを交付しなければならない。監査の結果、マニフェストA票にB2・D・E票の照合確認が記載されていないかった。 |
| <p>総合公園課（平塚競技場）</p> | |
| <p>観察事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境法令等順守シート・記録簿の記載内容に疑義があるため、内容を確認し、必要に応じて修正を行うこと。 <p>[疑義の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備の型番について、①環境法令等順守シート ②記録簿 ③現地確認した機体銘板 それぞれに記載があるが、表記が一致していない。 |
| <p>農水産課（平塚市農の体験・交流館）</p> | |
| <p>観察事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境法令等順守シートの記載内容に誤りがあり、業務用エアコンの圧縮機の定格出力が1.7kWのところ1.8kWと記載されている。 |
| <p>商業観光課（ひらつか市民プラザ）</p> | |
| <p>観察事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 7.5kW以上50kW未満の空調機器の定期検査を専門事業者に委託しているが、点検者の資格確認の記録として資格者証等の写しの添付がない。 ・ 環境法令等順守シートの記載内容に誤りがあり、業務用エアコンの整備点検の記録と保存は「機器の廃棄後3年間保存」だが、「機器の廃棄まで」と記載されている。 |
| <p>スポーツ課（桃浜町庭球場）</p> | |
| <p>改善事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の保管場所について、<u>法令に定められている表示の掲載がされていない。</u> |

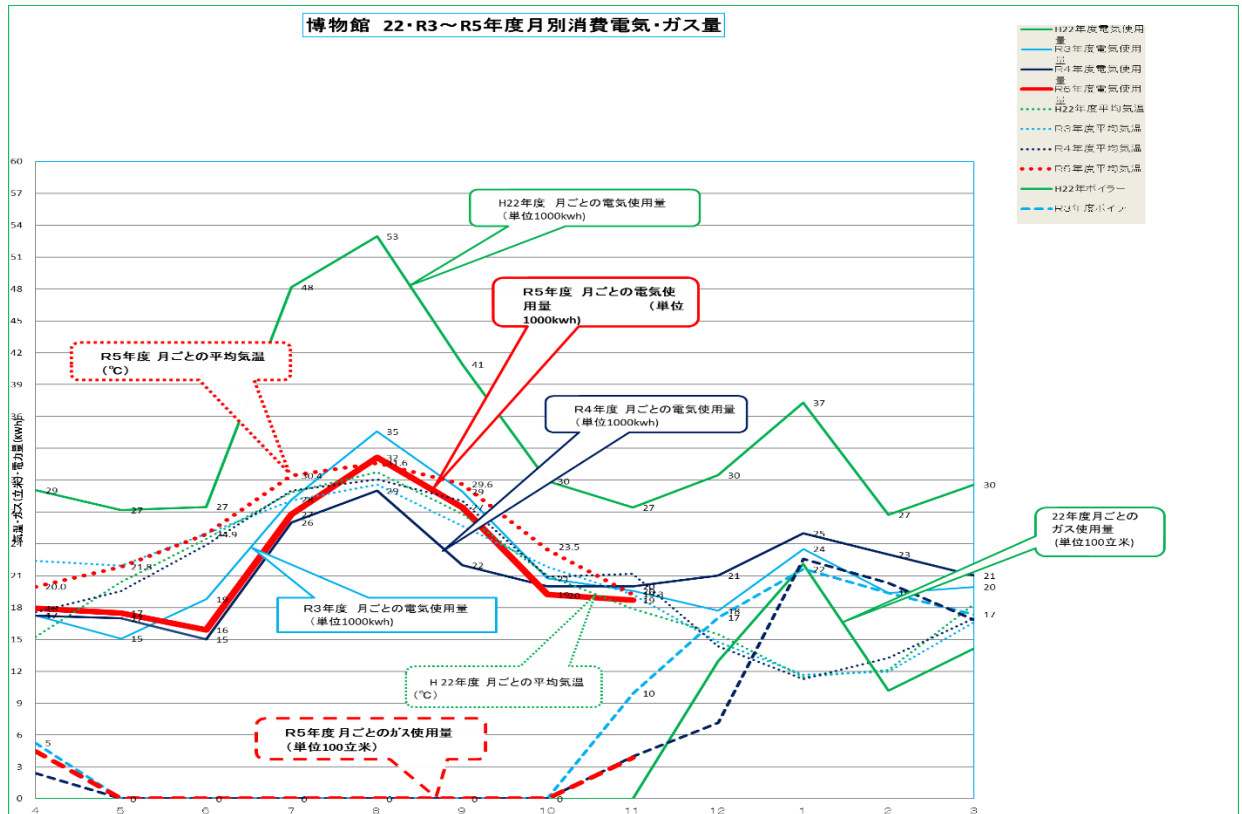
(2) 今回の環境監査において、17件の事項を、他の職場の模範となるような優良事項としました。その中から1件を選出し、優秀事項として特に評価しました。

《優秀事項》

博物館

『エネルギー使用量のグラフ化と事務室内への掲示』

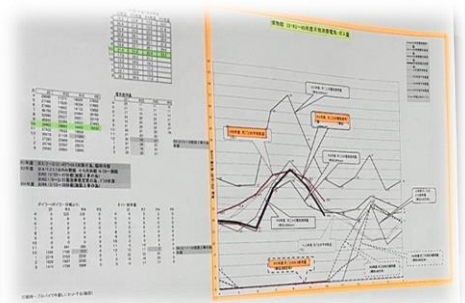
月ごとのエネルギー使用量をグラフ化し、事務室内に掲示することにより、課内職員に対してエネルギーの見える化を行うとともに、エコモードの意識向上を図ったもの。



-監査員メモ-

エネルギー使用量の変化が視覚的に把握でき、かつ、過去2カ年との比較と、参考値で平成22年度との比較もされていました。これにより直近との比較では中々分かりづらい省エネ効果が「見える化」されています。

職員の動機づけとして、非常に効果的であり、かつ、平均気温の比較もしていることから、エネルギー使用量増加の合理性も併せて判断できる点を評価いたしました。



3 今後の環境活動に向けて

今後の環境活動は「選択」と「集中」の考えの基に取り組む必要があります。その精査において優先順位を落とした取組み（例：一般職員研修）についても、他の仕組み（例：環境監査）の中で効率的にフォローアップすることが出来ないか検討していきます。

また、今年度の環境監査の内容に目をやると、昨年度、是正事項として庁内周知された事案（フロン法関連等）に係る水平展開が見受けられる一方で、昨年度から重点監査項目とした廃棄物処理法関連等の不適合が複数あり、引き続き、環境マネジメントシステムによる法令順守のチェックを行っていく必要があります。